

平成 27 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 27 年 5 月 29 日 (金) 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、山井副本部長、
佐藤、高山、岡、大西、椿、川田、野田、佐々木、神谷、宗像、工藤の
各常任委員 計 13 名
〈欠席(委任)〉住谷、三屋の各副本部長、安中、奥野、中村、望月、原、富田の
各常任委員 計 8 名
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 21 名*のうち出席 21 名(委任含む)】により
会議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
※常任委員の長尾英宏氏が平成 27 年 3 月 2 日に逝去されたため、委員総数は 21 名となっている。
〈事務局〉西田事務局長代理、小林部長、菊地課長 少年団課員 7 名

坂本本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について《資料No.1》

5 月 30 日開催の平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会における議案、報告事項について諮り、これを承認。

(2) 平成 26 年度日本スポーツ少年団事業報告及び決算について《資料No.2・冊子》

平成 26 年度の事業報告及び決算について諮り、いずれも承認。事業報告は「平成 26 年度スポーツ少年団育成事業報告書」の提示をもって報告とした。

なお、本件は 5 月 30 日開催の平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会、6 月開催の日本体育協会理事会及び定時評議員会において、日本体育協会全体の決算として最終承認を得ることを説明。

【決算の主な内容】

[収入の部]

・登録料収入

予算に対し、団員は 28,693 名減の 721,307 名、指導者は 7,795 名増の 197,795 名となり、合計で 3,151,400 円減の 354,848,600 円となった。

・補助金等

「国庫補助金」は、日中団員交流の派遣者数の大幅減により 4,482,975 円の減。「スポーツ振興基金助成金」は、助成先の査定による助成金の減額により 2,766,000 円の減。

「スポーツ振興くじ助成金」は、助成先の査定による助成金の減額により 13,641,000 円の減。「文科省委託事業」は、査定による助成金の減額により 706,883 円の減。「スポーツ安全協会助成金」及び「ミズノスポーツ振興財団助成金」は、予算同額。

以上、「補助金等」は全体で、21,596,858 円減の 148,124,142 円となった。

・負担金

認定員養成講習会の参加料収入等の増額により 10,234,036 円増の 102,271,836 円となった。

- ・ 協賛金

スポーツ活動サポート事業における協賛金については、認定員養成講習会での情報提供プログラムのコースの減により減額となったが、その他事業における協賛金が増額となったことから、全体で 1,511,200 円増の 14,903,200 円となった。

- ・ 雑収入

スポーツ少年団制定物品やマーク使用料等の収入増により、271,988 円増の 1,611,988 円となった。

以上により、収入合計額は、予算額に対し 12,731,034 円減の 621,759,766 円となった。

[支出の部]

- ・ 指導者・リーダー養成・研修事業

認定員養成講習会において 1 コースあたりの開催経費が増額したため、増額となったが、その他の事業で経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 5,312,050 円減の 120,977,950 円となった。

- ・ 指導者協議会事業

会場費等が減額となったことにより 625,627 円減の 2,323,373 円となった。

- ・ 少年団顕彰事業

ほぼ予算額どおりの執行となった。

- ・ 国内交流事業

全国スポーツ少年大会の参加者が定員に満たなかったこと、また、剣道交流大会及びバレーボール交流大会において、経費の節約執行に努めたことなどにより、全体で 8,244,807 円減の 82,592,193 円となった。

- ・ 国際交流事業

日独同時交流及び日中団員交流の派遣において、日本からの派遣者数が大幅に減となったことなどにより、全体で 10,127,782 円減の 61,291,218 円となった。

- ・ 広報出版事業

出版物の発行経費の減額により、2,425,499 円減の 80,635,501 円となった。

- ・ 研究調査事業

各プロジェクトにおける調査費において、笹川スポーツ財団の協力をいただいたことなどにより、全体で 5,573,619 円減の 3,526,381 円となった。

- ・ スポーツ活動サポートキャンペーン事業

認定員養成講習会における熱中症予防プログラムの実施数減により、1,518,839 円減の 5,109,881 円となった。

- ・ 組織整備強化事業

登録人数が当初見込みより減となったことから、当事業における登録比例配分に係る助成金が減額となり、7,258,581 円減の 128,902,419 円となった。

- ・ 登録認定関係事業／運営諸費

ほぼ予算額どおりの執行となった。

以上により、支出合計額は、予算額に対し 41,386,075 円減の 592,828,645 円となり、今期の収支差額は 28,931,121 円となった。

(3) 平成 28 年度日本スポーツ少年団事業計画及び要望予算の編成について《資料No.3》

平成 28 年度の事業計画について平成 27 年度からの変更点を中心に概要を説明し諮り、これを承認。また、要望予算は、5 月 30 日開催の平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会で事業計画の承認を得た後に編成するため、事業計画に変更が生じた場合の対応と併せて坂本本部長に一任とすることについて諮り、これを承認。

【事業計画：平成 27 年度からの変更点】

・ 指導者養成・研修

「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会(仮称)」については、平成 26 年度に作成した同プログラムの普及を目的として、平成 27 年度から開催するもので、平成 28 年度においても、同様に開催する。なお、平成 27 年度における実施状況等を踏まえ、平成 28 年度における実施内容を適宜見直す。

・ 国際交流活動

日独の指導者による交流事業は、隔年で異なる事業として実施しており、平成 28 年度は、「日独青少年指導者セミナー」として文部科学省の委託事業で実施する。

「日中青少年スポーツ交流」は、隔年で派遣と受入を実施しており、平成 28 年度は団員交流および指導者交流とも派遣の年となる。

・ 広報出版

平成 26 年度に完成した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」については、平成 28 年度も作成・配布を計画しているが、内容を改訂する可能性があることから、部数及び頁数ともに未定としている。

・ 研究調査

引き続き、専門部会、プロジェクトの開催を通じて、第 9 次育成 5 年計画の遂行と併せ、第 10 次育成 5 年計画の検討も行いつつ、様々な課題について協議する。

・ スポーツ活動サポートキャンペーン

平成 27 年度中に大塚製薬と実施事業について協議、決定する。

・ その他

「登録認定関係事業」では、平成 28 年度から、WEB 登録を全面的に開始する。

<主な意見・要望>

- ・ 椿 委 員：現在、策定に向けて調整しているスポーツ少年団登録者処分基準について、(中 国) て、スポーツ少年団指導必携書に掲載する予定はあるか。同必携書は、指導者が常に携帯するものであるため、掲載してはどうか。
- ・ 事 務 局：暴力行為を根絶するための内容を指導者が常に携帯する同必携書に掲載する意義はあると考えるが、同基準そのものを掲載するかどうかは検討したい。

(4) 第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び**第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について**

来年 3 月に鹿児島県で開催される第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び福岡県で開催される第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の実施要項について、各大会実行委員会に出席する坂本本部長または副本部長に一任することについて諮り、これを承認。

なお、今後 9 月から 10 月に各大会実行委員会において交流大会実施要項が決定した後、各都道府県スポーツ少年団に通知する。

(5) 平成 27 年度日本スポーツ少年団顕彰について《資料No.4》

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき、推薦があった 34 都府県 68 市町村スポーツ少年団及び 46 都道府県 151 名の指導者の表彰について諮り、これを承認。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様、各都道府県本部長に委任し、年度末に一括報告願う形態で取り進めることについて併せて諮り、これを承認。

(6) 日独スポーツ少年団国際交流協定書の締結について《資料No.5-1～2》

日独スポーツ少年団国際交流協定書の平成 28(2016)年から平成 33(2021)年までの締結及び従来の「青少年保護方針」を「青少年保護措置」に改定し、同協定書に盛り込むことについて諮り、これを承認。

また、今後、ドイツスポーツユーゲントとの最終調整の段階で、文言の変更等が生じた場合の対応及びパートナー編成表における日本側の構成県とドイツ側のパートナーに変更が生じた場合の対応については、坂本本部長と活動開発部会長に一任することについて併せて諮り、これを承認。

なお、来る 7～8 月に行われる第 42 回日独スポーツ少年団同時交流のドイツ団受入時に坂本本部長出席のもと、調印式を行う予定。

【主な変更点】

- ・ 協定の期間を従来の 4 年間から 6 年間とする。
- ・ 日独スポーツ少年団同時交流に参加できる団員の年齢上限を 22 歳から 24 歳に引き上げる。
- ・ 事前準備時の情報交換の経路及び交換する内容を実態に即した内容に修正。
- ・ 「青少年保護措置」において、以下を追記。
 - 本措置の目的及び取扱いについて
 - 個人情報の取扱いに関する記述
 - 緊急時の連絡体制のチャート
 - 酒・タバコの取扱いに関して「両団体は、青少年、特に未成年者の心身に影響を及ぼすとされる、酒・タバコなしの交流を目指す。」旨を記載

<主な意見・要望>

- ・ 大西委員：酒・タバコの取扱いに関しては、団長団と指導者も対象とするのか。未（北信越）成年者への心身への影響となると大人も含めるべきではないか。
- ・ 事務局：青少年への体と心への影響を考慮し、基本的に公式プログラムの場では、指導者や受入関係者も含む全員が飲酒・喫煙をしないという趣旨である。
- ・ 大西委員：参加できる団員の年齢を上げているが、酒・タバコの取扱いに関する対応は難しいのではないかと。タバコを吸わないようにすることは難しい。
- ・ 事務局：団員交流が主であるという観点で、指導者と団員がともに活動する公式プログラムでは飲酒・喫煙をしないという考え方にご理解いただきたい。
- ・ 佐藤委員：これまで 3 回自宅においてドイツ団の民泊を受け入れている。ドイツでは 18 歳から喫煙可能であるが、喫煙者はいなかった。しかし、飲酒については、16 歳から可能であり、実際に 16 歳以上の団員から要求された家庭もあったと聞いている。

- ・ 川 田 委 員 : ドイツ団のリーダーは成人も多いが、日本の受入側は小学生が中心である
(四 国) ることを考えると、本県で受け入れる際、公式の場では禁止している。
- ・ 佐 藤 委 員 : これは日本側からの提案か、それともドイツ側からの提案か。
(北 海 道)
- ・ 事 務 局 : 両国で協議した結果である。
- ・ 神 谷 委 員 : ドイツでは 20 歳未満でも飲酒が可能な年齢であればワインを中心に食生活の一部として酒が提供される。逆に喫煙はスポーツをする人はご法度という感覚である。ホームステイの際、ビールやワインを要求されることはあると思うが、タバコは吸わないだろう。
- ・ 佐 藤 委 員 : 今回の案のように文書に規定されると困ることがあるのではないか。
(北 海 道)
- ・ 事 務 局 : 当初の案では「禁止する」としていたが、ドイツの現状を踏まえ、原案となった。協定書に記載することがアピールになると考えている。団員と指導者がともに活動する公式プログラム時のみ適用することを想定している。
- ・ 大 西 委 員 : 現場では、規定に書かれており、一律に禁止されていると言われてしまう。
(北 信 越) う。困るのは現場だと思う。
- ・ 川 田 委 員 : 公式プログラムの時のみに適用されるということを知っていればよい
(四 国) が、現場に行けば行くほど、対応が画一的になりがちである。
- ・ 神 谷 委 員 : 生活習慣の差は埋めがたい部分がある。「目指す」という表現は苦慮の策であると思う。「公式行事中」という文言を含め、飲酒と喫煙を分けて記載してはどうか。さらに、受動喫煙の問題もあるため、喫煙は全期間禁止としてはどうか。
- ・ 佐々木委員 : 昨年の団員は大学生が半数程度であったが、タバコを空港で買って持って行った団員もいた。民泊家庭から喫煙を禁止されたケースも過去の交流ではあった。喫煙に関しては日本側の方が厳格ではないと思う。
- ・ 神 谷 委 員 : ドイツの民泊家庭では、部屋の中にタバコのおいが残ることを嫌がる。
(学 識 経 験)
- ・ 大 西 委 員 : 酒・タバコの取扱いについては、県の本部長の裁量に任せてほしい。現場の現実に即した内容にしていきたい。
(北 信 越)
- ・ 事 務 局 : 8 月の調印式に向け、両国が納得する表現に調整したい。最終的な内容については、本部長にご一任いただきたい。
- ・ 岡 委 員 : 参加者の年齢の上限を上げることは日本側の定員割れに起因することだろうが、ドイツ側の反応はどうか。
(近 畿)
- ・ 事 務 局 : ドイツ側は現状の年齢でも定員を満たしているため、特に反応はない。
- ・ 椿 委 員 : 協定の期間を 6 年間とすることに異論はない。
(中 国)
- ・ 事 務 局 : 前回の常任委員会でもご指摘いただき、県によっては、補助金が支給されている現状をご紹介いただいた。現在の参加負担金(参加料)は 25 万円であるが、非常にデリケートな問題であり、具体的な検討にはいたっていない。

今後、様々な角度から総合的に考えていきたい。

(7) その他・社会教育功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦は、例年 7 月上旬に文部科学省が公募を行い、8 月上旬に同省に推薦を行うこととなっていることから、今後、同省の公募に基づき、推薦候補者の決定については、坂本本部長に一任することについて諮り、これを承認。

<主な意見・要望>

・ 大 西 委 員 : この表彰は毎年実施されているのか。
(北 信 越)

・ 事 務 局 : 毎年公募されている。

日本スポーツ少年団あるいは都道府県スポーツ少年団の役員を継続して 10 年経験した方を推薦しているが、最近 2 年間は該当者がなしとなっている。

<報告事項>

(1) 平成 27 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について《資料No.6》

議長から資料に基づき報告。

(2) 日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会の編成について《資料No.7》

去る 4 月 20 日開催の平成 27 年度第 1 回常任委員会において報告している標記について、委員長が選出された東海ブロックからの追加の委員として、愛知県の深谷龍正氏が選出された旨と、学識経験者の運営委員は置かないこととなった旨を併せて報告。

(3) スポーツ少年団登録者処分基準の策定（中間報告）について《資料No.8》

平成 27 年 4 月に実施した基準案に対する意見聴取のとりまとめ結果を報告。

最終的な修正を加えた上で、当初の予定どおり、平成 27 年度中に策定する旨を確認。

(4) 第 42 回日独スポーツ少年団同時交流日本団の派遣団員決定について《資料No.9》

5 月の事前研修会を経て、団員 58 名、指導者 9 名、団長団 3 名の合計 70 名を日本団として決定した旨を報告。

なお、各常任委員に対し、次年度以降の派遣対象者の掘り起こしと、本事業のより一層の PR について協力を依頼。

(5) 平成 26 年度日本スポーツ少年団顕彰事業

感謝状(退任感謝状) 贈呈者の追加について《資料No.10》

去る 4 月 20 日開催の平成 27 年度第 1 回常任委員会において報告している標記について、委員会終了後、宮城県スポーツ少年団から平成 26 年度中に 3 名の追加報告があった旨を報告。

(6) 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料No.11》

事務局から資料に基づき報告。

【3 部会共通】

- ・ 第 9 次育成 5 か年計画について

各所管事項について 3 年次までの進捗と次期への引継ぎ事項を取りまとめた。

【指導育成部会】

- ・ 平成 27 年度生涯スポーツ功労者表彰について

富山県から推薦のあった 2 名については、いずれも若手あるいは女性指導者の推薦基準を満たさない対象者であったことから、富山県スポーツ少年団からの推薦順位に基づき、1 名のみを推薦することとした旨を報告。

※ スポーツ少年団から 10 名以内の候補者を毎年推薦できることとなっており、年度毎に予め決められた都道府県から推薦された者から、指導育成部会にて候補者の選出を行っている。

※ 文部科学省が定める推薦基準では、各県 2 名の推薦の内、少なくとも 1 名は 40 歳から 60 歳までの若手指導者または女性指導者であるという基準が設けられている。

【広報普及部会】

- ・ 需品・制定品について

平成 27 年 4 月 1 日から、日本スポーツ少年団の需品・制定品販売会社が RH トラベラー株式会社に変更し、WEB 販売を開始したことを確認した旨を報告。

また、関連して、平成 28 年度に向けた商品デザインの検討を行う上で、スポーツ少年団標章である「わかばマーク」を主として使用し、従来、運動適性テスト需品などに使用していた SHIPS マークやアイキャッチャーは全国スポーツ少年大会などの事業対応のマークとして使用することを確認した旨を報告。

【活動開発部会】

- ・ 全国スポーツ少年団剣道交流大会の参加条件について

団体戦に出場するチームの参加条件に関する記載を修正することについて確認した旨を報告。

【プロジェクト関係】

- ・ リーダー養成ワーキンググループ

平成 27 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会において、昨年度に引き続き、アクティブ・チャイルド・プログラムの実技研修を行うとともに、新たに幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラムに関する座学も実施することを確認した旨を報告。

- ・ リーダー養成・活動に関する合同会議

リーダーの養成方法やリーダーの活動の場に関すること、リーダー養成の広報など、リーダー育成の全体方針を示した「リーダー育成改革プラン策定の基本方針」を合同会議として取りまとめた旨を報告。

今後は、この方針を基に各専門部会において具体的な取り組みに向けた検討を進めることとなっている旨を併せて報告。

(7) ブロック報告について《資料なし》

特になし。

(8) その他

特になし。

<協議事項>

(1) 東日本大震災の被災地におけるスポーツ少年団登録の特別措置

平成 28 年度以降の取り扱いについて《資料No.12》

標記特別措置を平成 28 年度から段階的に見直すことについて協議し、平成 28 年度における取り扱いについては、11 月の常任委員会にて方向性を定め、平成 27 年度ブロック会議において、都道府県からの意見を聴取の上で、最終的には、平成 28 年 3 月開催予定の常任委員会及び委員総会にて諮る旨を確認。

また、平成 29 年度の取り扱いについては、平成 28 年度における登録手続き等の状況を踏まえ、平成 28 年 11 月の常任委員会にて方向性を定め、平成 28 年度ブロック会議において、都道府県からの意見を聴取の上で、平成 29 年 3 月開催予定の常任委員会及び委員総会にて諮る旨を確認。

<主な意見・要望>

- ・ 椿 委 員 : 当該県の状況をよくみて判断したい。
(中 国)

(2) その他

平成 27 年 3 月 7 日開催の平成 26 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会において出席委員から提案のあった日本スポーツ少年団設置規程の件について、日本体育協会定款における記載内容や常任委員会の開催頻度等に鑑み、以下の改定を行わない旨を確認。

- ・ 書面、又は電磁的記録による同意による委員総会の決議結果を、直近の委員総会に報告することを条文に加える。
- ・ 書面、又は電磁的記録による同意による決議について、常任委員会においても導入する。

なお、規程は改定しないものの、委員総会における緊急を要する事項について、書面、又は電磁的記録による同意をもって賛成決議に代える場合には、事務局にて、その決議結果を委員総会構成員に対して直ちに報告するとともに、直近の委員総会において報告することを確認。

<その他>

- ・ 佐々木委員 : 総合型地域スポーツクラブのチームが少年団に登録したいとの要望があった。(学識経験) 市の少年団設置規程において、団員については同市内在住の者で構成する旨が規定されている。
このようなケースで他の市町からの団員を受け入れられるか委員の皆さんから情報提供をいただきたい。
秋田県では各市町村の教育委員会の中に少年団事務局が設置されており、各市町村から補助金が支給されているため、他の市町からの団員を受け入れられない要因となっている。
- ・ 事 務 局 : 他の市から単位団に加入するケースはあると思う。

- ・ 椿 委 員 : そもそも、なぜ市町村単位で区切ってしまったのか。
(中 国)
- ・ 佐々木委員 : 行政からの補助金が支給されているためである。
(学 識 経 験)
 そもそも市町村スポーツ少年団事務局は教育委員会にある必要はないと思っており、設置規程の改定と補助金や事務局体制を変える必要がある。今回の要望は、総合型クラブのチームが少年団の全国大会に出場したいためだと思う。
 少年団の登録時期にもなっているため、結論を出したい。
- ・ 佐藤委員 : 地域がだんだん小さくなって(団員が少なくなって)合同でチーム編成しているケースはある。悩ましい事例である。
- ・ 椿 委 員 : どこかの市町村を核にすればいいのではないか。
(中 国)
 私の単位団では、障がいのある団員も受け入れており、県内全域から団員が集まっている。
- ・ 佐々木委員 : 例えば、スキーのように広域的に団員が集まっている団については理解できる。地域が合同して単位団を形成していることはあるが、より広域の単位団を認めると、そこに上手な団員が集まってしまう懸念がある。
- ・ 佐藤委員 : 競技別交流大会の参加資格は、市町村範囲でのチーム編成となっている。
- ・ 佐々木委員 : ミニバスでは学校単位という規定はあるが、サッカーではそのような規定がない。秋田市では、秋田市登録でなければ大会に出られない。
- ・ 川田委員 : 高知では学校区別に組織するのが原則で単位団が構成できない場合は、その範囲を超えて合併を認めている。市町村を超えることについては、決まった割合の範囲で受け入れられる。単位団への基礎的な補助金は支給するが、市外からの団員分への個人的な支給は対象外となる。学校区別を原則としないとどうしても強いチームに団員が集まってしまう。
- ・ 佐々木委員 : 秋田でも原則は学校区割りとなっている。
(学 識 経 験)
- ・ 岡 委 員 : 少人数であれば、市をまたいでいても良いのではないか。明らかに他の市の団員が多いと、補助金等の側面で難しいと思う。
- ・ 神谷委員 : スポーツ少年団の基本的な目的は、色々な活動を行うことである。それが健全育成につながる。欧米では、全県大会や州大会については、小学生レベルでは禁止されている。単一的なスポーツをやってはいけないといったルールである。本来のスポーツ少年団の本分からはかけ離れているため、入団を断ることもできるのではないか。
- ・ 岡 委 員 : 現実的には全国大会を頂点とした構造になっている。どこかで歯止めが必要だと思う。
(近 畿)
- ・ 事 務 局 : 今後、スポーツを通じた青少年の健全育成の観点からご議論いただきたい。

以上、16時終了。